

# エコ通勤割引パス交付申請者の皆様へ

## 1 制度の趣旨

公共交通機関の維持及び充実、交通安全の推進並びに低炭素社会の実現に向けて、車又はバイクによる通勤から公共交通機関による通勤への転換を促すため、交通事業者の協力により、エコ通勤割引を実施します。

## 2 割引の実施

### ① 割引の対象者

車又はバイクによる通勤者です。

### ② 割引の内容

「エコ通勤割引パス」の保有者が、水曜日に、エコ通勤割引への協力を表明している⑤の交通事業者の運行する公共交通機関で通勤する場合、運賃を小人料金（大人料金の半額）に割り引きます（注：運賃支払前に「エコ通勤割引パス」の呈示が必要です。）。割引分は、交通事業者の負担です。

### ③ 「エコ通勤割引パス」の取得方法等

ア 割引を受けようとする方は、「エコ通勤割引パス交付申請書」等に必要事項を記入し、勤務先の所属長から通勤方法に関する証明を受けて、宮崎県エコ通勤割引利用推進協議会に提出してください。

イ 申請に必要な提出書類等は、次のとおりです。

- ・ エコ通勤割引パス交付申請書（別記様式第1-1号）
- ・ （所属等単位でまとめて申請する場合）エコ通勤割引パス交付希望者一覧表（別記様式第1-2号）
- ・ エコ通勤割引パス・遵守事項誓約書（別記様式第2号）

※ 申請は個人単位でも行えますが、勤務先の所属等単位で申請も可能です。所属等単位で申請の場合、申請書1通を所属長名で作成の上「エコ通勤割引パス交付希望者一覧表（別記様式第1-2号）」を添付することでまとめて申請できます。

ウ 提出書類等に不備がなければ、「エコ通勤割引パス」を発行します。

### ④ 割引の実施日

令和5年3月末までの毎週水曜日です。

### ⑤ 対象となる交通事業者

宮崎交通株式会社、鹿児島交通株式会社、有限会社高崎観光バス

注) 上記事業者の県内全域の一般路線バスのみが割引対象です。高速バス・特急バスは割引されません。

## 3 普及拡大

協議会では、エコ通勤割引の普及拡大に努めています。

お知り合いに呼び掛けていただくなど、皆様の御協力をお願いいたします。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
みやざきエコ通勤割引利用推進協議会事務局  
宮崎県総合政策部総合交通課地域交通担当  
TEL 0985-26-7037